

日本放送協会の放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施基準 の認可申請に対する総務省の考え方

I 経緯等

平成 26 年 11 月 25 日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、同年 6 月 20 日に成立した「放送法及び電波法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 20 条第 9 項の規定に基づき、放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施基準について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方等は以下のとおりである。

なお、放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対しては、法第 20 条第 9 項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に当たって、国民・視聴者や利害関係者からの意見等に適切に対応することや、協会は、少なくとも 3 年ごとに行う実施状況評価を着実に実施すること等を求める附帯決議¹ が付されている。

II 申請の概要

協会においては、改正法の施行日に合わせて、協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）を開始するため、新たに実施基準について総務大臣の認可申請を行ったものである。

協会から申請のあった実施基準案（以下「本案」という。）は別添のとおりであり、総則及び共通事項のほか、インターネット活用業務を「2号受信料財源業務」「2号有料業務」「3号受信料財源業務」「3号有料業務」の 4 類型に分け²、それぞれの業務について業務の内容、実施方法等を定めたものとなっている。

III 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成 26 年 11 月 14 日に、今般法定された実施基準の認可基準（法第 20 条第 10 項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審

¹ 「政府は、協会がインターネット活用業務を行おうとするときに定める実施基準の総務大臣の認可に関し、国民・視聴者や利害関係者からの意見、苦情等については適切に対応すること。また、協会は、インターネット活用業務について、少なくとも 3 年ごとに行うとされている実施状況評価を着実に実施すること。」(平成 26 年 5 月 27 日衆議院総務委員会)、「協会のインターネット活用業務については、その実施基準の認可及び認可基準の策定に当たって、利害関係者はもとより、広く国民・視聴者の意見を聴取し、寄せられた意見等に適切に対応すること。また、協会は、同業務について、事業計画及び業務報告書への明記や同業務の勘定に係る財務諸表の公表などにより、その透明性を確保するとともに、少なくとも 3 年ごとに行う実施状況評価を着実に実施し、評価結果に基づき業務改善に取り組むこと。」(平成 26 年 6 月 19 日参議院総務委員会)

² それぞれの業務の定義については、本案の「第 1 部 総則」の 1～2 ページを参照。

査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」³（以下「審査ガイドライン」という。）を、意見募集を実施した上、整備したところである。

本案の認可に当たっては、審査ガイドラインにおける審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

なお、協会においては、本案の策定に当たり、検討の参考とするため、国民・視聴者から意見募集を実施したところであり、合計33件の意見が寄せられたところである。今般、本案の認可申請に対する「総務省の考え方」を取りまとめるに当たっては、これらの意見も参考にしつつ、検討を行ったものである。

（2）審査ガイドラインに照らした検討

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、本案においては、

ア インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施すると記載されていること

イ 2号受信料財源業務及び2号有料業務については、現行の業務に加え、本案の参考資料によれば、新たに実施する業務については、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることや、3号受信料財源業務及び3号有料業務については、協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき等は放送番組等を提供しないこととされていること

から、適切な内容であると認められる。

また、法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことについて、本案においては、

ア 2号受信料財源業務及び2号有料業務について、他人の営業に関する広告を行わない

イ 3号受信料財源業務及び3号有料業務について、利用者に協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては

³ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/141114_01.pdf

当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるときは、放送番組等を提供しないこととされており、適切な内容であると認められる。

② 市場の競争を阻害しないこと

2号受信料財源業務及び3号受信料財源業務については、業務の実施に要する費用が重要な検討要素となるため、審査項目4「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」と併せ、別紙において考え方を示す。

2号有料業務について、本案においては、

ア 業務の内容について、現行のNHKオンデマンドサービスから大きく変えるものではないと認められること

イ 利用料金を定め、変更するに当たっては、一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすることとされていること

ウ 利用料金を一時的に減額又は無料とする措置については、同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであることとされていること

から、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

また、3号有料業務についても、本案においては、放送番組等の提供に当たっては、当該提供の求めに係る事業者以外の事業者への提供条件との公平性を考慮することや、協会との取引関係及び資本関係の有無に関わらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わないこととされていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

以上から、これらの業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられるが、協会においては、その業務の実施に当たって、市場競争への影響を十分考慮することが求められる。

この点について、本案においては、実施計画の策定や実施状況の評価に際し、市場競争への影響を考慮・勘案することとされているものの、現時点においてその具体的な内容は明らかでない。したがって、協会においては、実施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明らかにすることが期待される。

なお、同種のサービスを行う競合事業者からの意見・苦情等の対応については、意見・苦情等が寄せられたときはこれを受け付け、適切かつ速やかに対応することとされており、その意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じて公表することとされていることから、適切な

内容であると認められる。

③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと⁴

本案においては、2号受信料財源業務又は2号有料業務の一部を委託等により外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないこととされており、適切な内容であると認められる。

④ 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

本案においては、

ア 業務の遂行状況に関して、競合事業者又は外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する

イ 上記アの意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に、競合事業者及び外部事業者とのトラブルをあらかじめ防止し適切な解決を図るとともに、実施基準に従って協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる

ウ 上記イの検討結果及び措置は、協会のホームページで公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

⑤ 営利を目的とする業務でないこと⁵

審査ガイドラインにおいては、有料業務について、法第20条第4項の規定に基づき、営利を目的としないことが必要と定めている。

本案においては、

ア 2号有料業務及び3号有料業務の実施に当たっては、単年度又は複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定する

イ 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、翌期以降の業務実施のため必要と判断される範囲で繰越しを行う場合を除き、原則として一般勘定への繰り入れを行う

ウ 放送番組等有料配信業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方について改めて検討し、実施基準の見直しその他必要な措置を講ずる

⁴ 本審査項目は2号業務のみの審査項目であり、3号業務の審査項目ではない。(審査ガイドライン第4及び第5参照)。

⁵ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。(審査ガイドライン第4及び第5参照)。

こととされており、適切な内容であると認められる。

⑥ 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること⁶

本案においては、2号有料業務については、

ア サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない

イ サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう実施することとされている。また、3号有料業務については、営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うこととされており、適切な内容であると認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

本案に記載されている内容に照らして検討を行った結果は下記のとおりである。

A) 業務の種類

本案においては、2号業務／3号業務の別、受信料財源業務／有料業務の別が記載されており、適切な内容であると認められる。

B) 業務の内容

本案においては、

ア 提供する情報の内容については、放送番組のみ又は放送番組に対する理解の増進に資する情報（以下「理解増進情報」という。）のみを提供する場合はそれが記載されているとともに、両方提供する場合は「放送番組等」と記載されていること

イ 放送前の放送番組／放送中の放送番組／放送した放送番組の配信の別が記載されていること

ウ 国内放送／国際放送の別及びテレビ放送／ラジオ放送の別について、特にことわりのない場合、国内基幹放送、国際放送及び協会国際衛星放送におけるテレビジョン及びラジオの放送番組を含むこととされており、特定

⁶ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。（審査ガイドライン第4及び第5参照）。

の放送の放送番組のみを提供する場合はそれが記載されていること

- エ 配信期間等について、協会が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する2号業務について、2号受信料財源業務に関しては放送番組等が有する社会的意義を勘案しつつ、個々の必要性・有効性がなくなったと判断した時点で終了すると記載されていることや、2号有料業務に関しては「見逃し番組サービス」「過去番組サービス」それぞれについて、提供期間について記載されていることから、適切な内容であると認められる。

C) 業務の実施方法

本案においては、

ア 2号受信料財源業務については、

- ・ 放送番組等の提供に当たって、協会が管理するドメインを利用することを原則とする
- ・ 利用者の利便に資するため、電子メールアドレスその他の必要な情報の登録を求めた上で、当該利用者の利用履歴等に応じた順序や態様で提示することがある
- ・ 放送番組等の視聴・閲覧等の利便に資するためのソフトウェアを提供することがある

イ 2号有料業務については、「直接提供型」「プラットフォーム経由型」のいずれかの方法により実施する

ウ 3号受信料財源業務については、提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う

エ 3号有料業務については、

- ・ 「3号対象事業者」からの放送番組等の提供の求めがあったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する
- ・ 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の方法により行う

こととされており、適切な内容であると認められる。

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

A) 放送番組

本案においては、業務の対象として、「協会が放送しようとする放送番組（放送予定番組）」「協会が放送している番組（放送中番組）」「協会が放送した放送番組（既放送番組）」が記載されており、法に規定する放送番組に該当するものと認められる。

また、本案において、「協会が放送しようとする放送番組（放送予定番組）」の提供については、放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるものとされており、「協会が放送した放送番組（既放送番組）」の提供については、広く視聴者が享受できるようにするため特に受信料を財源として提供することが適当と認めるものとされていることから、その提供の範囲は限定的であると認められる。

なお、ハイブリッドキャスト対応受信機等を対象として、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供については、本業務の対象が、国内テレビジョン放送の放送番組の大半を占めるようになった場合、法第20条第2項第2号に規定する「協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」という趣旨を没却する可能性がある。したがって、本業務が法に規定されている範囲に収まっていることを引き続き確認できるよう、本案において、実施の都度、提供した放送番組及び提供時間を協会のホームページにおいて公表すると記載したことは適切であると認められる。

B) 理解増進情報

本案においては、

ア 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲に限る

イ 2号受信料財源業務については、理解増進情報の提供対象として、「放送番組を周知・広報するもの」「放送番組等を再編集したもの」「放送番組の内容を解説・補足するもの」「放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの」「既放送番組の一部を編集したものまたは当該番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの」「その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報」の6類型とする

ウ 2号受信料財源業務以外の業務については、上記イと同じ範囲とすることが記載されている。

しかしながら、理解増進情報については、事前にその具体的内容を全て定めることは困難であり、その範囲が拡大することが懸念されることから、特定の放送番組との関連性を担保するため、本案においては、

ア 2号受信料財源業務については、理解増進情報の提供に当たって、特定の放送番組との対応関係を協会のホームページに常時掲載する

イ 2号受信料財源業務以外の業務については、理解増進情報を提供するに当たっては、関連している特定の放送番組を示して行う

との措置を講ずるものとされており、適切な内容であると認められる。

なお、協会においては、2号受信料財源業務について、特定の放送番組との対応

関係の公表に当たっては、公表する趣旨を踏まえ、国民・視聴者に分かりやすいものとする事が期待される。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

審査ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

かかる趣旨から、本審査項目については、特に、2号受信料財源業務における国内テレビジョン放送の放送中番組の提供及び試験的な提供の各業務が問題となるため、当該業務について検討を行った結果は下記のとおりである。

A) 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える国内テレビジョン放送の放送中番組の提供（災害時における情報の提供については平時においてその実施訓練を行う場合を含む）

放送を補完する観点から、「災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきもの」の提供を行うことについては、公共放送として全国的な報道体制を構築している協会に対して国民・視聴者から高い期待が寄せられていると考えられ、こうした期待に応えることは協会の責務であると認められる。

本案においては、「災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきもの」といった限定的なケースにおいて提供するとしている。

他方で、具体的にどのような放送番組がこのケースに該当するか必ずしも明らかではないことから、協会においては、その業務の実施に当たっては受信料の公平負担との関係を十分考慮することが求められる。

この点について、本案においては、

ア 実施の都度、提供した放送番組及び提供時間を協会のホームページにおいて公表する

イ 毎年度の業務の実施状況の評価に当たって、受信料の公平負担との関係を勘案する

との措置を講ずるものとされているところ、協会においては、業務の実施状況の評価結果の公表に当たっては、その評価においてどのように受信料の公平負担との関係を勘案したかについて明らかにすることが期待される。

B) 放送開始後の視聴の利便を図るため、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内において、時差再生可能な形で行う当該放送番組の提供（ハイブリッドキャスト対応受信機又は当該受信機に紐づく端末機器を対象とする）

ハイブリッドキャストサービスとしての時差再生サービスを利用するためには、ハイブリッドキャスト対応受信機を設置する必要があるが、当該受信機は法第64条第1項⁷に規定する受信設備に該当することから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないと認められる。

C) 試験的な提供

本案においては、放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送（総合・教育）の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するため、その放送番組の試験的な提供を実施することとしており、以下2つの種類・内容が記載されている。

ア 国内テレビジョン放送（総合・教育）のスポーツイベントの生放送番組のうち、検証に適した特定の生放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供A」という。）

本案においては、国内テレビジョン放送（総合・教育）のスポーツイベントの生放送番組のうち検証に適した放送番組を、年間5件程度以内のイベントを対象として、1日最大4時間程度を超えない範囲で、放送と同時に提供することとしている。

受信料制度との関係については、対象となるイベントの数や1日当たりの提供時間が限定的であることから、国内テレビジョン放送を視聴できる

⁷ 放送法

（受信契約及び受信料）

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

ことと同等又はこれに準ずるものとは必ずしもいえず、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

イ 受信契約者から適正に募集・依頼する参加者を対象に、1日16時間以内の範囲で、期間を限定して国内テレビジョン放送（総合・教育）の放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供B」という。）

本案においては、国内テレビジョン放送（総合・教育）の放送番組について、放送と同時の試験的な提供を、1回当たり1週間から3か月以内で提供期間を定めた上で、1日16時間以内の範囲で実施するとしている。また、参加者は数千人から1万人以内の規模とすることとされている。

受信料制度との関係については、その対象者は受信契約者に限定していること及びその参加者の数も限定的なものであることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

他方で、試験的提供Aについては提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供Bについては受信契約者を確認するための方法やその実施期間・実施回数によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である。

また、試験的な提供である以上、実施の都度、それまでの試験結果を検証しつつ段階的・効率的に実施することが重要であると考えられる。

さらに、本提供の実施財源が受信料であることを踏まえ、試験としての目的に照らして必要な期間及び費用の範囲内で行うことが必要である。

加えて、本提供により明らかとなった課題等については、関連民間事業者と共有するよう努めることが求められる。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

審査項目1. ②で述べたとおり、別紙において考え方を示す。

② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

本案においては、インターネット活用業務は、協会の任意業務として適切な費用の範囲内で実施し、その業務に要する費用は、毎年度作成・公表する実施計画及び実施

状況に関する資料において明らかにすることとされており、適切な内容であると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

A) 2号受信料財源業務

本案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされているほか、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

なお、本案において、提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがあることとされていることについては、本業務が受信料財源により実施されることに鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

B) 2号有料業務

本案においては、

ア 2号有料業務に係るサービスについて、利用希望者との契約締結を正当な理由なく拒まない

イ 利用料金を一時的に減額又は無料とする措置については、利用者間の公平を不当に歪めない

ウ 提供端末における操作方法及び画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める

こととされているほか、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、

ア 利用者に対価を求めることなく実施する

イ 提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することがある

こととされているほか、利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、利用料金の考え方や当該料金の特例措置の条件等が記載されているほか、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、適切な内容であると認められる。

② サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、利用規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表することとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、放送番組等の提供に当たって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずることとされており、適切な内容であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずることとされており、適切な内容であると認められる。

④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、2号受信料財源業務に係るサービスの利用者等からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努めることとされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、

ア 2号有料業務に係るサービスの利用者等からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努める

イ プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等も、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会又はプラットフォーム事業者が対応する

こととされており、必要な措置を講ずるものであると認められる。

⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

A) 2号受信料財源業務

本案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされており、適切な内容であると認められる。

B) 2号有料業務

本案においては、協会による直接提供型の場合は、サービスを利用するために必要となる端末機器やソフトウェア等の諸条件は、技術の進歩やこれらの普及の程度及び協会が負担することとなる費用を勘案しつつ、広く国民が利用できるよう定めるものとし、協会のホームページで具体的に明示することとされており、適切な内容であると認められる。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

本案においては、業務について、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表することとされており、適切な内容であると認められる。

② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること

本案においては、業務の実施状況について、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表することとされており、適切な内容であると認められる。

③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること

本案においては、業務の実施状況について、毎年度、技術の発達、需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講ずることとされており、適切な内容であると認め

られる。

8. 適切な区分経理（法第73条第2項関係）

① 区分経理の実施について適正かつ明確に定められていること⁸

本案においては、

ア 2号有料業務及び3号有料業務に係る経理について、その他のものと区分して放送番組等有料配信業務勘定により整理する

イ 2号有料業務及び3号有料業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理することを記載した上で、この場合の主な考え方について具体的に示すとともに、その配賦基準を公表することとされており、適切な内容であると認められる。

② 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること⁹

本案においては、

ア 放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す

イ 繰越欠損金の解消後の放送番組等有料配信業務勘定の年度末における事業収支差益は、翌期以降の業務実施のために必要と判断される範囲で繰り越しを行う場合を除き、原則として一般勘定への繰り入れを行う

こととされており、適切な内容であると認められる。

⁸ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。（審査ガイドライン第4及び第5参照）。

⁹ 本審査項目は有料業務のみの審査項目であり、受信料財源業務の審査項目ではない。（審査ガイドライン第4及び第5参照）。

- | |
|---|
| 1. ② 市場の競争を阻害しないこと |
| 4. ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること |

A) 2号受信料財源業務

本案の参考資料によれば、現行のインターネット活用業務(平成26年度予算)は、改正法による改正前の放送法第20条第2項第2号の業務に32億円、同法第20条第2項第5号の附帯業務(放送番組の周知・広報、外国人向け情報発信等)に33億円、同法第20条第2項第8号の特認業務(ハイブリッドキャスト、らじる☆らじる等)に8億円、これらの業務を実施するための人件費に31億円、計105億円の規模で実施されているところである。

その上で、今後3年間程度を見通した場合、現行の業務に加えて、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、新たな業務の実施に30億円余りが必要であることから、年額140億円程度が必要であり、更に、技術の進歩や社会情勢の変化等に対応して柔軟に業務を実施するため、年額150～170億円程度、すなわち各年度の受信料収入の2.5%を上限として設定することとしたとしている。

公共放送を実施する協会が、情報通信技術の発展や多様化・高度化する国民・視聴者のニーズ等に適確に対応していくため、必須業務である「放送」を行う中で収集・保有する情報資産を、インターネットを通じて提供することは、協会の情報資産の有効活用になることに加え、より国民・視聴者の利益にかなうものであり、費用の上限値については一定の合理性があると認められる。

また、市場競争との関係については、新たに実施する業務に関して、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」等、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組が中心となっていることから、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

B) 3号受信料財源業務

本案においては、業務の実施に要する費用を年額「1億円程度を上限」とするとされている。本案の参考資料によれば、その費用は、テレビ国際放送のネット配信事業者を対象とした受信環境整備等に係るものであり、我が国の情報発信の強化が求められている現状に鑑みた場合、一定の合理性があると認められるとともに、本業務が市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

以上から、協会が示した費用の上限値については一定の合理性が認められると考えられる。ただし、この費用が国民・視聴者が負担する受信料により賄われることや協会が公共放送として先導的な役割を担うことが期待されることに鑑みれば、当該業務の成果が広く社会全体に裨益するよう、協会においては、その成果について民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるとともに、それらの関連事業者との積極的な連携に努めることが求められる。

なお、これらの業務が国民・視聴者からの受信料により実施するものであることから、国民・視聴者が実際の業務実施に要した費用の実績を確認できるよう、協会においては、業務の実施状況に関する資料の公表に当たって、毎年度の実績額について、主な業務等の内訳を明記することが期待される。

市場の競争については、協会においては、その業務の実施に当たって、市場競争への影響を十分考慮することが求められる。

この点について、本案においては、実施計画の策定や実施状況の評価に際し、市場競争への影響を考慮・勘案することとされているが、現時点においてその具体的な内容は明らかでない。したがって、協会においては、実施計画及び実施状況の評価結果の公表に当たって、その策定等においてどのように市場競争への影響を考慮・勘案したかについて明記することが期待される。

なお、同種のサービスを行う競合事業者からの意見・苦情等の対応については、意見・苦情等が寄せられたときはこれを受け付け、適切かつ速やかに対応することとされており、その意見・苦情等については、外部委員からなる審査委員会に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずることとされていることから、適切な内容であると認められる。

IV 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提（条件）として、これを認可することが適当であると考える。

- ① インターネット活用業務の実施に当たっては、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者の放送番組の視聴に有効なものとなるよう取り組み、放送サービスの向上の観点から、当該業務の成果については、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めること。また、それらの関連事業者との積極的な連携に努めるとともに、当該業務の市場競争への影響や受信料の公平負担との関係及び透明性の確保を十分考慮すること。
- ② 「試験的な提供」は、以下のとおり行うこと。
 - ・ 本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること。また、現行の受信料制度を踏まえて行うこと。
 - ・ 本提供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。
- ③ 毎年度の四半期ごとに、①及び②を含め、インターネット活用業務の実施状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

V 今後のプロセス

今回の認可申請については、放送法の改正後初めて行われるものであり、総務大臣として認可の適否の判断を初めて示すものであることから、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。